

平成の大改正 新「会社法」誕生 連載…第3回

「叔父さんが亡くなったらその株は？」

株の相続

花子：最近、相続でもめることが多いって聞くけど、同族会社の株なんか絡むと大変でしょうね。

太郎：実は、俺の会社の株、半分以上は俺と親父が持っているんだけど、親父の長兄の正雄叔父さんが1割持っているんだよ。正雄叔父さんはとてもいい人で、会社の経営に一切口出ししないし、僕のことを応援してくれてるんだ。

花子：出資だけしてくれて、口出ししないなんて、最高ね。

太郎：そうなんだけど、正雄叔父さんももう高齢なので、もしものことを考えるとちょっと頭が痛いんだ。

花子：どうして？

太郎：だって、もし正雄叔父さんが亡くなると、俺の会社の株を叔父さんの子どもたちが相続することになるだろ。だけど、叔父さんの子どもたちは、昔から俺と仲が悪いときてるんだ。しかもその中にちょっと悪知恵の働くやつがいてね。やれ配当よこせだの、会社の帳簿見せろだの、嫌がらせされるんじゃないかとびくびくしているんだよ。

相続された株の“強制的買取”

花子：でも今年5月から施行された会社法では、相続された株を会社が強制的に買い取ることができるようになったみたいよ。

太郎：だけど、俺の会社は上場会社じゃないんだから、株の値段はどうやって決めるんだ？

花子：まずは、当事者どうし、つまり会社と相続人との間で協議して決めるんだけど、それがうまくいかないときは、裁判所に申し立てて、裁判所に株の価格を決めてもらうの。

太郎：へえー、裁判所が株の値段を決めたら、相続人は安すぎて不満だと思っても、株を会社に売らなきゃならないのかい？

花子：そうよ。逆に裁判所が付けた値段が高すぎたと思ったら、会社は買うのを止めることはいつでもできるの。

太郎：それは会社にとっておいしい話だな。でもそんなに都合よくいくのか？

“強制買取”に向けた手続

花子：もちろん、いろいろと踏まなければならない手順があるわ。まずは、会社の定款を変更して、相続が発生した場合に会社が株を強制的に買い取れるという条項を追加しないとイケないの。そのためには株主総会を開いて、株主の過半数の出席と、出席株主の3分の2以上の株数の賛成を取ることが必要よ。そして、相続が発生したら、また株主総会を開いて、相続した株を強制的に買い取ることについて、同様の賛成を取らなければならないの。

太郎：要するに、叔父さんが亡くなる前に1回、亡くなった後に1回、総会を開かないとイケないということだな。

花子：そうよ。そして、総会の決議が取れたら、相続人に対して、「株を会社に売り渡せ」と通知し、直ちに値段の交渉に入るの。

太郎：値段の交渉をするのは気が重いな。少し時間をかけながらやるしかないな。

花子：だめだめ。値段の交渉ができるのは、売渡請求をしてから20日以内と決まっているの。その間に折り合いが付かないときは、裁判所に株の価格を決めてもらう申立をするのよ。そうしないと、売渡請求は無効になっちゃうの。

太郎：そうか？いぶん忙しいな。

花子：それから、売渡請求ができるのは、相続が発生したことを知ってから1年間なので、いつまでも放っておいたらダメよ。

それと、会社が株を買い取るには、会社に配当財源があることが必要なの。簡単に言うと、累積赤字のある会社だと、いくら定款変更しておいても、買い取ることはできないということね。

太郎：分かったよ。赤字を溜めないように経営しろってことだろ。とにかくまず、叔父さんが元気なうちに、定款を変更するよ。

花子：せっかく定款変更するなら、取締役の定員を3名より減らして、名前だけ役員になってもらっている人はずしたりとかも一緒にやったらどう？

太郎：はいはい。よーく分かりました。

(村上・外山・岩垂法律事務所／弁護士 外山 太士)